平成28年３月11日

総務委員会審査報告

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条の規定により報告します。

議案番号	件名	審査結果
第２号議案	平成27年度長崎市一般会計補正予算（第７号） 第１条 第１項　歳入歳出予算の総額 第２項中 歳入　全部 歳出　各　款　給与費全部 第２款　総務費 第１項中 第６目のうち所管部分 第12目 第16目 第22目 第３項 第４項 第２条　繰越明許費の補正 第２款　総務費 第１項中 第12目 第22目 第３項 第４項 第３条　債務負担行為の補正 第２款　総務費 第４条　地方債の補正	原案可決
第13号議案	平成28年度長崎市一般会計予算 第１条 第１項　歳入歳出予算の総額 第２項中 歳入　全部 歳出　各　款　給与費全部 第１款　議会費	別紙のとおり 修正可決

第13号議案	第２款　総務費 第１項中 第１目～第５目 第６目のうち所管部分 第７目のうち所管部分 第10目 第12目～第13目 第15目～第19目 第21目～第23目 第24目のうち所管部分 第２項 第３項中 第１目 第４項～第６項 第３款　民生費 第１項中 第１目のうち所管部分 第４目 第７目 第５項 第４款　衛生費 第１項中 第１目のうち所管部分 第８目のうち所管部分 第10目 第７款　商工費 第１項中 第１目のうち所管部分 第８款　土木費 第１項中 第１目のうち所管部分 第９款　消防費 第１項中 第１目～第４目 第10款　教育費 第７項中 第３目のうち所管部分 第４目～第５目 第12款　公債費 第13款　予備費 第２条　債務負担行為 第２款　総務費 第９款　消防費 第３条　地方債 第４条　一時借入金 第５条　歳出予算の流用	別紙のとおり 修 正 可 決
第19号議案	平成28年度長崎市財産区特別会計予算	原 案 可 決
第28号議案	長崎市行政不服審査法施行条例	原 案 可 決
第30号議案	長崎市役所支所設置条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第31号議案	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	原 案 可 決

第32号議案	長崎市附属機関に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決 なお、別紙附帯決議を可決
第34号議案	長崎市消費生活条例の一部を改正する条例	原案可決
第35号議案	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第36号議案	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第37号議案	長崎市税条例の一部を改正する条例	原案可決
第45号議案	長崎市火災予防条例の一部を改正する条例	原案可決
第48号議案	過疎地域自立促進市町村計画について	原案可決
第49号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（木場辺地）	原案可決
第50号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（扇山辺地）	原案可決
第51号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（高島辺地）	原案可決
第52号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（上大中尾辺地）	原案可決
第53号議案	公の施設の指定管理者の指定について （長崎市池島炭鉱体験施設）	原案可決
第66号議案	包括外部監査契約の締結について	原案可決
第67号議案	平成27年度長崎市一般会計補正予算（第８号）	原案可決
第68号議案	平成28年度長崎市一般会計補正予算（第１号） 第１条 第１項　歳入歳出予算の総額 第２項中 歳入　全部	原案可決
第73号議案	和解について（所有権移転登記手続請求事件 及び所有権確認等請求事件）	原案可決
請願第３号	最低保障年金制度の創設と若い人も高齢者も安心できる年金を求める請願について	不　採　択

（条例等）

第１９号議案ほか１８件について、総務委員会における 審査の経過並びに結果について、報告いたします。

初めに、**第１９号議案「平成２８年度 長崎市　財産区 特別会計予算」について。**

委員会では、内容検討の結果、一部委員から、歳入に計上されている「新幹線建設関連 土地損失補償金 受入金」は、認められないとする反対意見が出されましたが、採決の結果、賛成多数で 原案を可決すべきものと 決定しました。

次に、**第３２号議案「長崎市 附属機関に関する条例等の 一部を改正する条例」について。**

今回の改正は、主に、「長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典」における「平和への誓い」の代表者の選定に関する必要な事項を審査するため、「平和祈念式典「平和への誓い」代表者 選定審査会」を設置したいのと、本市の経済成長戦略 及び 雇用問題に関する重要事項を調査審議するため、「長崎市 経済活性化審議会」を設置するとともに、「長崎市 雇用問題審議会」を廃止したいのと、本市の農業振興計画に関する重要事項を調査審議するため、「長崎市 農業振興計画審議会」を設置しようとするものです。

冒頭、理事者から、「平和への誓い」代表者選定の見直しについて、

被爆者の高齢化が進む中、今後も被爆者の声をしっかり発信する機会として、平和への誓いをこれまでと同様に継続していくためには、長崎市在住の被爆者に加え、日本国内や海外で被爆体験の継承などの活動をされている方にも門戸を開き、より幅広い候補者の中から選定することで、その意義を高めていく必要があると判断した。

今回の見直し案については、昨年１２月に被爆者５団体へ説明し、また、今年１月に協議を行ったが、突然の提案であり、外部からの圧力や ５団体を排除する意図があるのではないか との疑念が出され、そのようなことはない旨を何度も説明したが、議論は平行線で推移した。

２月には市長が面談し、改めて同様の説明を行うとともに、設置する附属機関の委員に ５団体の推薦枠を設けることも提案したが、理解が得られなかった。

その一方で、５団体以外にも候補者の門戸を開く必要性については、認識が共通していることが確認できたので、今後、協議を継続していくとともに、新たな選定方法を具現化して 詳細に説明し、理解を得る努力をしていきたい、との説明がされました。

委員会では、５団体の反対は、唐突な提案に対するものであるため、被爆地の責務と「平和祈念式典」本来の意義を踏まえ、５団体との相互理解のもとで式典を運営していくための 今後の合意形成に向けた考え方について、ただしました。

この点理事者から、
５団体への提案から 今回の議案提出までが短期間であったことは真摯に反省したい。
過去７０年間、先人が被爆地の務めを果たしてきたことで 現在の式典があることを再認識すべきと考えている。
また、式典そのものの運営や 平和への誓いをしっかり進め、世界へ平和を発信していくことが第一義であるので、今回の条例改正は そのための手法であることを認識し、今後、見直し内容について、５団体と十分に協議していきたい。

候補者の門戸を広げるという 大きな考え方は共有できているので、しっかり時間をかけて対話することで、今回の見直しが実りあるものになるよう、合意形成に向けた 最大限の努力をしていきたい、との答弁がありました。

さらに、委員会では、選定方法の見直しを１年延ばし、来年の式典から適用することの可否について、ただしました。

この点、理事者から、
今回の改正は、今後１０年間を見据えた中で必要となる 選定方法の見直しに伴う審査会を設置しようとするものであり、現行の選定方法が 何ら支障あるものではないため、今年の人選は現行どおり５団体からの推薦とし、来年からの見直しとすることは 十分に可能である、との答弁がありました。

そのほか、広島市の式典における 平和への誓い代表者の選定方法、今後を見据え、小中学生や高校生平和大使など、被爆者でなくとも 被爆者の声を継承していける体制を整備する考えについてただすなど、内容検討の結果、「平和への誓い代表者」の選定については、これまで長きにわたり ５団体に協力いただいてきた中で、今回のような短期間での条例改正は 時期尚早であるが、候補者の門戸を広げることには理解が示されているため、今後、５団体と十分な協議を進めるよう努めてほしい との要望を付した賛成意見が出され、異議なく 原案を可決すべきものと 決定しました。

尚、委員会では、今後、５団体と十分な時間をかけて協議を続け、合意形成への努力を行うとともに、本市と５団体が協力体制を維持し、平和祈念式典が円滑に運営できるよう最大限の努力を行うことなどを要請する旨の附帯決議を全会一致で決定しました。

次に、**第３６号議案「一般職の職員の 給与に関する条例等の 一部を改正する条例」について**。

今回の改正は、主に、平成２７年の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改定されたことに伴い、本市の職員等に関しても 同様に改定しようとするものです。

委員会では、内容検討の結果、一部委員から、一般職の職員の給与改定については賛同するものの、市長・副市長 及び 議員についての改定は認められないとする反対意見が出されましたが、採決の結果、賛成多数で 原案を可決すべきものと 決定しました。

次に、**第３７号議案「長崎市 税条例の 一部を改正する条例」について**。

今回の改正は、「行政手続における 特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、市税に係る申請書の記載事項を見直したいのと、行政不服審査法の施行に伴い、関係条文を整理しようとするものです。

委員会では、内容検討の結果、一部委員から、マイナンバー制度に関連する今回の条例改正は 認められないとする反対意見が出されましたが、採決の結果、賛成多数で 原案を可決すべきものと 決定しました。

次に、第４８号議案「過疎地域 自立促進 市町村計画」について。

本件は、「過疎地域 自立促進 特別措置法」の一部が改正され、同法の有効期限が延長されたことなどに伴い、同法第３３条第２項の規定により過疎地域とみなされる 旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町 及び 旧外海町の区域に係る「過疎地域 自立促進 市町村計画」を定めようとするものです。

委員会では、各種事業を計画するに当たり、有利な財源を充当できる過疎地域と、それ以外の周辺地域との均衡性の考え方、本計画を策定するに当たっての 地元との協議状況についてただすなど、内容検討の結果、異議なく 原案を可決すべきものと 決定しました。

次に、第４９号議案「辺地に係る 公共的施設の 総合整備計画」について。

本件は、木場辺地について、公共的施設の総合整備計画を定めるため、「辺地に係る公共的施設の 総合整備のための 財政上の 特別措置等に関する法律」の規定により、議会の議決を経ようとするものです。

委員会では、内容検討の結果、今回計画している「自治会集会所施設整備事業」は、長崎半島クリーンセンターの再稼働に伴い、地域環境整備を図るものであるが、その経緯を説明せずに議案審査に臨む姿勢については、反省を求めたい との意見を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決すべきものと 決定しました。

次に、第５３号議案「公の施設の 指定管理者の 指定」について。

本件は、「長崎市 池島炭鉱 体験施設」の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするものです。

委員会では、現行の料金から改定となる 施設使用料の考え方、指定管理委託料に係る 人員配置と人件費の内訳、収入予定額の積算根拠と 利用料金の徴収方法、施設の貸

与元である候補者に対する 固定資産税の減免の有無、小中学校の 社会科見学による利用を促すため、利用料の助成など、教育委員会と連携して取り組む考え、端島炭鉱や 外海地区の「キリスト教関連遺産」と併せたＰＲ方法、利用者の利便性を考慮した交通体系を 構築することへの見解についてただすなど、内容検討の結果、異議なく 原案を可決すべきものと 決定しました。

次に、**請願第３号「最低保障 年金制度の創設と 若い人も高齢者も 安心できる年金を 求める請願」について。**

本請願の趣旨は、「最低保障 年金制度」を早急に創設することなどについて、国に対し 意見書を提出してほしいというものです。

委員会では、本請願に対する理事者の見解を求めるなど、内容検討の結果、

・本請願の趣旨は理解するものの、国においては、年金制度の長期的安定運営と 将来世代の負担軽減を目的とした マクロ経済スライドの導入や、２分の１の国庫負担を 財源として確保する仕組みを整えていること、
・今後、「年金受給資格期間」の短縮や、「低所得 高齢者等」への福祉的給付が予定されていること、
・政権与党の約束のもとに、消費税引き上げによる増税分を 社会保障の充実・安定化に充てる施策が実施されていることなどを 主な論拠とする反対意見が出されました。

一方、一部委員から、本請願の趣旨については全面的に賛成であり、いずれ訪れる年金受給時には、一定額の年金は必要であることから、そのような趣旨で 国に意見書の提出を求める本請願に 賛同したいとの賛成意見が出されましたので、採決の結果、賛成少数で 本請願を不採択とすべきものと 決定しました。

最後に、第２８号議案「長崎市 行政不服審査法施行条例」、
第３０号議案「長崎市役所 支所設置条例の 一部を改正する条例」、
第３１号議案「行政不服審査法の施行に伴う 関係条例の 整備に関する条例」、
第３４号議案「長崎市 消費生活条例の 一部を改正する条例」、

第３５号議案「議会の議員 その他非常勤の職員の 公務災害補償等に関する条例の 一部を改正する条例」、
第４５号議案「長崎市 火災予防条例の 一部を改正する条例」、
第５０号議案から第５２号議案までの「辺地に係る 公共的施設の 総合整備計画の 変更について」、
第６６号議案「包括外部監査契約の 締結」について、及び、
第７３号議案「和解」についての
以上１１件につきましては、内容検討の結果、いずれも異議なく 原案を可決すべきものと 決定しました。

（補正予算 第７号・８号）

第２号議案 ほか１件について、総務委員会 所管部分における審査の経過 並びに結果について。

はじめに、第２号議案「平成２７年度 長崎市 一般会計 補正予算 第７号」のうち、総務委員会所管部分において、特に、質疑・意見が集中した点を 報告いたします。

まず、歳出について。
総務費において、旅行会社が企画する 高島地区の旅行商品の購入者に対して付与する「しまとく通貨」の換金額が見込みを上回ったことに伴い、「しま共通 地域通貨 発行委員会 負担金」を増額するための「しまとく通貨発行費」が計上されています。

委員会では、
・地元商店街の売り上げ増など、一定の効果があったにも関わらず、今年度をもって発行を終了する理由、
・これまでの発行による経済効果や 問題点を検証し、今後の高島の発展に生かしていく考えについてただすなど、内容を検討しました。

次に、同じく総務費において、国の「地方創生 加速化交付金」を活用し、世界遺産登録による観光客の増加に対応した 受入態勢の充実を図るための「世界遺産 登録推進費」が計上されています。

委員会では、
・世界遺産案内所に係る かもめ広場借上料の算定方法と金額の妥当性、
・ＪＲとの交渉も含め、より目立つ場所に案内所を設置するとともに、駅構内でのアナウンスや パンフレットの配布先を拡充することにより露出度を高め、機運を醸成していく考え、
・「世界遺産 ガイドアプリ」の対象年齢と対応言語数、
・小菅修繕場跡における 海からの打ち上げごみの処理を 地元の案内人が行っていることから、市として対策を講じる考え、
・「地方創生 加速化交付金」を活用した今回の補正と、定住人口拡大との関連性についてただすなど、内容を検討しました。

次に、歳入については、今年度における国庫補助金の無い、内示減の状況についてただすなど、内容を検討しました。

以上、審査経過の概要を申し上げましたが、その結果、一部委員から、給与改定について、市長・副市長 及び議員に係る予算は認められないこと、減債基金への積み立てについては、新幹線建設を前提とした「土地区画整理事業」に係るものであり 認められないこと、「情報システム推進費」及び「個人番号カード 推進事業費」については、マイナンバー制度に関連するものであり 認められないことなどとする反対意見が出さました。

一方、
・長崎駅構内の「世界遺産 案内所」が目立たないため、ＪＲとも協議の上で 設置場所を再検討し、市民目線に立った周知広報に努めてほしい、あわせて、高額な「かもめ広場借上料」の見直しについても協議してほしい、
・「世界遺産 パンフレット」の ホテルへの配布については、具体的な設置場所をホテル側と協議するとともに、ＪＲ車両の中への備え付けについても検討してほしい、
・構成資産のＰＲには 地元案内人の役割が重要であるため、案内人が仕事をしやすい

環境を整えてほしい、
・「個人番号カード 推進事業費」については、企業への訪問を積極的に行い、交付枚数の増に努めてほしい、
・国庫補助金の大幅な内示減は、本市の財政に及ぼす影響が大きいため、公共事業の果たす役割に鑑み、切れ目なく事業を実施するためにも、内示率の向上に向けた 一層の努力を重ねてほしい との要望を付した賛成意見が出されましたので、採決の結果、賛成多数で 原案を可決すべきものと 決定ました。

次に、第６７号議案「平成２７年度 長崎市 一般会計 補正予算 第８号」における 審査の経過 並びに結果について。

委員会では、内容検討の結果、異議なく 原案を可決すべきものと 決定しました。

（当初予算）

第１３号議案「平成２８年度 長崎市 一般会計予算」のうち、総務委員会所管部分における 審査の経過 並びに結果について、以下、特に、質疑・意見が集中した点を報告いたします。

まず、予算編成に当たっての **重点化方針のうち、重点プロジェクト**につきましては、

・新年度からの組織改正に伴う、各重点プロジェクトの推進体制、
・「地域コミュニティの しくみづくり プロジェクト」における地域自治組織と、自治会や「青少年 育成協議会」など、既存の組織との関連、
・「地域振興プロジェクト」の終了に伴う、今後の地域振興に関する 地元との協議状況、

また、**各部局の重点的取り組み**については、

・職員の業績や評価を 待遇にも反映させるような 人事制度構築の考え方、
・メンタルヘルスの不調を訴えている職員数と その原因の分析状況、

・現行の入札契約制度のあり方と、設計コンサルタント業務に対応するための 技術職員育成の考え方、
・本市職員の 自治会との関わりの把握状況について、ただした次第であります。
次に、歳出についてであります。
総務費におきましては、
・職員研修について、現地研修の実施により 地域の生の声を聞き、職員の意識向上を図る考え、
・ふるさと納税について、「民間ポータルサイト 委託料」の算定方法と 金額の妥当性、閑散期の寄附を 増加させる取り組み、
・「地域コミュニティ 推進費」について、それぞれ歴史や特性のある地域に対し、新たな組織を立ち上げる必要性と、モデル地区の考え方、
・公共施設マネジメント計画について、地区別計画と「行政サテライト機能再編成プロジェクト」との関連、マネジメント支援業務において 大学との連携に至った経緯、
・旧脇岬小学校の解体に伴う、跡地活用も含めた 地元との協議状況、
・「長崎創生 プロジェクト事業」の募集方法と、補助金の交付方法、
・「游学都市 ながさき 推進費」における「学生地域連携活動支援事業」について、大学等と連携し、学生ボランティア活動の推進を図る考え、
・「ながさきで婚活 応援事業」における交流実績と マッチング目標設定の考え方、
・「移住定住希望者向け ホームページ」開設後の流れと、目標設定の有無、
・全国的に発生した 個人番号カードのシステム不具合について、本市への影響と 個人情報漏えいの可能性、
・「虹色の まちづくり 推進事業費」について、「合併１０周年 記念事業 開催費 負担金」の支出先と支出方法、また、合併１０周年を住民に認識してもらうための働きかけ、
・「ラグビー ワールドカップ 交流事業」において、県に対して応分の費用負担を求める考え、
・戸籍等の 本人通知制度における 通知方法と通知時期、
・長崎大学に設置する期日前投票所を、今後、他の大学へも広げる考えについてただすなど、内容を検討しました。

次に、衛生費では、

・もみじ谷葬斎場の １日当たりの火葬件数と、施設整備に係る長与町、時津町の負担

金の考え方についてただすなど、内容を検討した次第であります。
　次に、土木費におきましては、
・技術職員を育成するため、国家資格取得のための 研修を実施する考えについてただすなど、内容を検討しました。

　次に、消防費では、

・小型動力ポンプの更新計画、
・高齢者に配慮し、避難所に 椅子や簡易ベッドを整備する考えについてただすなど、内容を検討しました。

　次に、歳入につきましては、種々内容を検討しました。

　さらに、委員会では、「地域コミュニティ 推進費」において 新たに立ち上げる地域自治組織の必要性などについて、理事者の答弁に不十分な点があったことから、今後の取り組みと 目指すべき方向性について、責任ある答弁を求めるため、三藤副市長の出席を 要請しました。

　この点、三藤副市長から、説明が不十分で 混乱を招いたことについては、おわびを申し上げたい。
　地域においては、少子化・高齢化に象徴されるような 社会環境の変化に伴い、さまざまな課題が発生している。また、東日本大震災以降は、地域のきずなの重要性が再認識されている。
　一方、地域自治の中核である自治会においては、加入率の減少や 担い手不足の問題が発生しており、地域コミュニティがどうなっていくかということは、行政にとっても１０年来の大きな課題である。

　解決の方向性としては、地域内の諸団体の連携と、行政の役割・支援が重要であり、そのため、今回、モデル地区を選定し、意見交換を通じて 仕組みづくりを進めるための予算を計上させていただいた。
　今後とも、活力のある地域を維持し、安心して暮らし続けられる「まちづくり」を目指していきたい、との答弁がありました。

以上が審査経過の概要であうが、筒井委員ほか ５名から連名で、本議案に対する 修正案が提出されました。

修正案の内容については、歳入について、教育厚生委員会において 減額修正された歳出と同額の１３８万円を「地方交付税」から減額し、歳入歳出予算の総額を ２１６９億６８６２万円に減額しようとするものです。

委員会では、質疑の後、討論に入り、一部委員より、修正案 及び 修正部分を除く原案に反対する立場から、市民生活が厳しい中、議員の海外視察は控えるべきであること、マイナンバー制度に関連する予算は認められないこと、同和対策は既に終結しているため、「同和対策 補助金」の支出は 市民の理解が得られないことなどを 主な論拠とする反対意見が出されました。

一方、修正案 及び 修正部分を除く原案に 賛成する立場から、

・「行政マネジメント 推進費」については、若い職員に対する現地研修を行うことで、地域での取り組みへの理解と、地域への貢献につなげてほしい、

・ふるさと納税については、事業費に対する寄付金収入見込みが低いため、返礼品の内容を研究し、世界遺産や夜景など、長崎ならではの特徴を生かしたものとなるよう、より一層の努力をしてほしい、

・「地域コミュニティ 推進費」については、地域への新たな負担とならないよう、事業の趣旨を周知徹底するとともに、今後、地域が活動しやすくなるような財政支援策を構築してほしい、また、地域が無理なく地域活動に取り組むことができるよう、全職員を挙げて進めてほしい、

・「市庁舎建設整備基金」に関連し、新市庁舎建設の関連議案を早期に提案してほしい、

・「公共施設 マネジメント 推進費」については、関連する「行政サテライト機能の再編成」を早期に進めるとともに、施設の統廃合に伴う 地域との合意形成がスムーズに進むよう、所管部局が連携して 責任ある対応をしてほしい、また、計画の推進には 地域住民の理解と協力が不可欠であるため、他都市の失敗事例にも学び、市民との合意形成を進めてほしい、

・「長崎創生 プロジェクト事業」については、外部の有識者に頼るだけではなく、市みずからが先頭に立って 長崎創生の新しい流れを構築するとともに、周辺地域にも目を向け、企業や団体にも周知し、実りあるプロジェクトとしてほしい、

・「地域おこし 協力隊事業」については、過去の失敗を真摯に受けとめ、関係部局の連携を密にすることで、本市の魅力発信はもとより、定住促進につなげてほしい、
・「池島炭鉱 体験施設」については、軍艦島と併せたＰＲに努めるとともに、スムーズな観光ができるよう、公共交通網の整備を検討してほしい、
・「ラグビーワールドカップ キャンプ交流事業」については、県に対して 応分の費用負担を働きかけてほしい、
・技術職員の「国家資格取得率」を上げるための研修を実施し、資質向上に努めてほしい、
・今後もさらなる事務事業の再編・統廃合により、事務の効率化を図ってほしい、
・財源確保のため、滞納対策の共同化も含め、県市の連携をこれまで以上に密にして、収納率の向上に努めるとともに、公共施設の使用料や手数料の見直しも検討してほしい、
・本委員会での審査経過を 予算執行と実務に生かしてほしい、
との要望を付した賛成意見が出されましたので、まず、修正案について採決の結果、賛成多数で 修正案を可決すべきものと決定し、次に、修正部分を除く原案について採決の結果、賛成多数で可決され、本案は修正可決すべきものと 決定しました。

（補正予算 第１号）

第６８号議案「平成２８年度 長崎市 一般会計 補正予算 第１号」のうち、総務委員会所管部分における 審査の経過 並びに結果について、報告いたします。

委員会では、内容検討の結果、異議なく 原案を可決すべきものと 決定しました。